

小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金 必要書類

[交付申請書にあわせて必要なもの]

- (1) 塀を含む建物所有権が確認できるもの（コピー可）
- 例：当該物件の建物、土地に関する固定資産税の課税明細（毎年5月に送られるもの）、課税台帳（名寄帳）、法務局発行の事項証明（登記簿）などで確認できます。発行1年以内のものをご用意ください。
- (2) 工事請負契約書の写しまたは見積書
- 工事を依頼する業者より取り寄せ（コピー可）ください。
除去以外の工事や、道路に面していない部分がある場合は、道路に面している部分に関する除去工事分の金額が明確に記載されている見積書や契約書をご用意ください。（契約書の場合、申請時に確認のため原本をご持参ください）
（按分計算などの計算過程を含め備考に明記してください）
- ※ 申請書の「工事請負額」欄は下記のように記入ください。
「 <契約／見積り 金額>円(税込み) （内 補助対象工事費 ○○○円） 」
- (3) 納税証明書などの市税に滞納がないことを証するもの（コピーではなく原本）
- 申請者および所有者の小松市完納証明書（申請者と所有者が同一であれば、一通のみの提出で可）
- (4) 付近見取り図、現況写真、工事内容を示す図面や書類
- 工事を依頼した業者より取り寄せ
- 付近見取り図：道路との位置関係がわかるような図（住宅地図等の利用可）
 - 現況写真：施工前の写真（後に工事後の写真と比較できる写真）
注）石塀の場合、石ということが断定できる写真が必要
（申請段階で提出が難しければ、実績報告時に撤去作業中の写真を提出）
 - 工事内容を示す図面や書類：
全体の見付け面積、道路に面する見付け面積、コンクリートブロック塀・石塀の見付け面積、石塀の内再使用する分の見付け面積などわかるもの
平面図、立面図（寸法と見付け面積、面積の計算式を明記）
 - 再使用する場合は、再使用の内容がわかるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 誓約書（必須）（申請者名での廃棄物を適法に処分することの誓約）
（契約書や見積り内容に、適法に処分することが盛り込まれているかをご確認ください。契約前であれば適法処分を確約させ契約書に記述させてください）
 - 申請者と所有者が異なる場合は同意書（課税明細の送付を受けている所有者の代表や代理人（納税管理人）の同意）が必要です。
（課税明細送付を受けている所有者の代表や代理人（納税管理人）が申請する場合は納税管理人が申請者として申請し、同意書は不要です。）
- ※ 補助の適否判定のため後日職員が現地調査し、場合により塀の内側の確認のために敷地への立ち入り写真撮影を行いますのでご了承ください。
- ※ 調査の目的は危険度の判定でなく、補助対象の適否を判定するためです。
- ※ 印紙税法により契約書や領収書に収入印紙が必要となる場合があります。

小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金 必要書類

[実績報告書にあわせて必要なもの]

- (1) 工事請負契約書の写し（申請時に添付していれば不要）
 - 道路に面している部分に関する工事分の金額が明確に記載されているもの。
- (2) 領収書の写し
 - 工事を依頼した業者へ申請者が支払った事を証するもの（契約金額と同額）
- (3) 施工後の工事写真（申請時の工事前の写真と対応するもの）
（除去以外の工事がある場合は除去を行った段階での写真）
 - 再使用を行った場合はその内容を示すもの
 - 石塀の場合、石ということがわかる撤去作業中の写真（もしくは廃材処分伝票）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
 - 請求書（市に対する補助金の請求）申請者名義の口座
（日付け・金額は未記入で提出）

※ 申請後、工事内容の変更や金額の変更がある場合は、必要な手続きについて建築住宅課へご相談ください。

※ 印紙税法により契約書や領収書に**収入印紙**が必要となる場合があります。

※ 契約書、領収書については写しの提出でよいですが、原本の確認を行いますので窓口へご持参ください。